

『格式律令事類』殘卷の發見と唐代法典研究 —俄藏敦煌文獻Дх. 03558およびДх. 06521について—

辻 正博

はしがき

近年、ロシア科學院東方研究所サンクト・ペテルブルク支所（The Institute of Oriental Studies, the St. Petersburg Branch of the Russian Academy of Sciences）所藏の敦煌文獻中の2件の寫本殘卷を、『格式律令事類』に比定する論考が相次いで發表された。これらの研究成果に觸發されて、小論では、當該寫本についての所見を交えつつ、それらが唐代法典研究上に有する意義について略述したいと思う¹。

なお、今回これらの寫本について検討を加えるに際し、新たな彩色圖版を入手することができた。これはひとえに、イリーナ・ポポヴァ（Irina Popova）博士（ロシア科學院東方研究所サンクト・ペテルブルク支所所長）のご理解とお力添えによるものである。特に記して謝意を表したい。

1. 『格式律令事類』殘卷の發見

『俄藏敦煌文獻』全17巻の刊行（上海古籍出版社、1992～2001年）は、サンクト・ペテルブルクの敦煌文獻を公開した點で、大きな意義をもつ。俄藏敦煌文獻における唐代法制文獻については、以前から、

律斷片（名例律6、「十惡條」）… Дх. 01916（現Дх. 01916B）+ Дх. 03116+ Дх. 03115

律斷片（名例律46～50）… Дх. 01391

の2件が知られていたが、『俄藏敦煌文獻』の刊行によって、Дх. 03558とДх. 06521が新たな法制文獻として加えられることとなった。

『俄藏敦煌文獻』は、これらの文獻を

Дх. 03558：道教經典（『俄藏敦煌文獻』第10冊、1998年、所收）

Дх. 06521：唐律（『俄藏敦煌文獻』第13冊、2000年、所收）

1 小論の骨子は、2006年9月、上海師範大學にて開催された「唐宋時期的法律與社會」國際學術研討會會議において、「『格式律令事類』殘卷的發見與唐代法典研究」と題して口頭發表した。本稿は、その後に得た知見を交えて加筆・訂正したものである。いずれ出版されるであろう學術研討會會議報告書に掲載される拙稿と記述が異なる場合は、本稿を以て正文とする。

と擬題しているが、これらは、それぞれ別の研究者によって『格式律令事類』残卷であると比定された。

〔Дх. 03558〕

『俄藏敦煌文獻』が「道教經典」とした Дх. 03558について、それが唐代法典の残卷であることを最初に指摘したのは、

榮新江・史睿「俄藏敦煌寫本《唐令》殘卷（Дх. 3558）考釋」（『敦煌學輯刊』1999-1）であった。ただ、この論文ではДх. 03558を「唐令」（永徽令の修訂本）の摘抄本（「臺省職員令」と「祠令」）と推定している²。この説に對して疑問を投げかけ、この寫本が『格式律令事類』の残卷であると結論づけたのが、

李錦繡：俄藏 Дх. 3558唐《格式律令事類・祠部》殘卷試考（『文史』60、2002年）である。この背景には、Дх. 06521に關する知見が影響しているように思う。李によれば、この寫本には、

主客式 1條

祠令（開元25年令） 2條

が引用されているという。これについては、改めて後章で言及することにしたい³。

〔Дх. 06521〕

『俄藏敦煌文獻』が「唐律」と擬題した Дх. 06521について、それが『格式律令事類』であることを指摘したのは、

雷聞「俄藏敦煌 Дх. 06521殘卷考釋」（『敦煌學輯刊』2001-1）である。玄宗の開元25年(737)に編纂されたものの宋代には已に散逸していたと思われる書物の名を引き當てたのは、慧眼と言うべきであろう。その後、

土肥義和「唐考課令等寫本斷片（Дх. 六五二一）考——開元二十五年撰『格式律令事類』に關連して——」（『國學院雜誌』105-3、2004年）が別途發表された（結論は雷氏論文とほぼ同じ）。

2 Tatsuro Yamamoto, Yoshikazu Dohi, Yasunori Kegasawa, On Ikeda, Makoto Okano, Yusaku Ishida, Tatsuhiko Seo, *Tun-huang and Turfan Documents*（以下、TTDと略稱）, *Supplement (A)/(B)*, The Toyo Bunko, Tokyo, 2001. は「永徽（顯慶）禮抄録」と擬題するが、その根據は明らかでない。

3 なお、最近になって、李氏の論考に對する榮・史兩氏の反論が發表された。榮新江・史睿「俄藏 Дх. 3558唐代令式殘卷再研究」（『敦煌學研究』9、2006年）。兩氏によれば、當該寫本を『格式律令事類』と斷定する李氏の説は根據が不十分であり、顯慶年間編まれた「令式彙編」とするのが妥當であるという。引用されている法令も、祠部式と祠令（顯慶年間の「永徽令」修訂本）とに比定している。いま、その當否について詳述する餘裕をもたないゆえ、結論の言え、兩氏の説は未だ李氏の説を論破するに至らぬように思われる。小論では李氏の説に據りつつ論を進めたい。

2. 『格式律令事類』について

『格式律令事類』40巻は、律・律疏・令・式・開元新格とともに開元25年に編纂された。『舊唐書』刑法志によれば、その體裁は「以類相從、便於省覽」というから、法の實務に携わる者を対象に編まれたもののように思われる⁴。

『格式律令事類』は、律・律疏などとともに尚書都省で50本の寫本が造られ、天下に頒布された。したがって、敦煌で發見された寫本は、おそらく涼州に齎された宮廷寫本にもとづいて作られたものであろう。なお、古代日本には唐代の法典が少なからず將來されているが、たとえば『日本國見在書目録』には『格式律令事類』の名を見出すことができない⁵。

『格式律令事類』がいつ散逸したかは明らかでない。ただ、後唐・莊宗の同光三年（923）に、朱溫による焚毀の難を免れた「唐朝の格式律令凡そ二百八十六巻」の副本が朝廷に進納されており⁶、その中に『格式律令事類』も含まれていたと考えられている⁷。宋代の書目類には『格式律令事類』の名が見えないので、宋代のいずれかの時期に散逸したものと推測される。

3. 寫本殘巻の内容

次に、Jx. 3558とJx. 6521について釋文を紹介し、検討すべき事項についてそれぞれコメントを加えておきたい。

4 『舊唐書』卷50、刑法志。〔開元〕二十二年、戸部尚書李林甫又受詔改修格令。林甫遷中書令、乃與侍中牛仙客・御史中丞王敬從、與明法之官前左武衛曹參軍崔見・衛州司戸參軍直中書陳承信・酸棗尉直刑部龔元杞等、共加刪緝舊格式律令及敕、總七千二十六條。其一千三百二十四條於事非要、並刪之。二千一百八十條隨文損益、三千五百九十四條仍舊不改、總成律十二卷、律疏三十卷、令三十卷、式二十卷、開元新格十卷。又撰格式律令事類四十卷、以類相從、便於省覽。二十五年九月奏上、敕於尚書都省寫五十本、發使散於天下。

5 『日本國見在書目録』には、以下の唐代法典を載せる。

唐永徽令40卷、唐開元令30卷、唐永徽格5卷、垂拱格2卷、垂拱後常格15卷、垂拱留司格2卷、開元格10卷、開元新格5卷、格後敕30卷、長行格7卷、開元後格9卷、散頒格7卷、唐永徽式20卷、唐開元式20卷、大中刑律統類12卷。

6 『舊五代史』卷147、刑法志。唐・莊宗同光元年十二月、御史臺奏「當司・刑部・大理寺本朝法書、自朱溫僭逆、刪改事條、或重貨財、輕入人命、或自徇枉過、濫加刑罰。今見在三司收貯刑書、並是僞廷刪改者、兼僞廷先下諸道追取本朝法書焚毀、或經兵火所遺、皆無舊本節目。只定州敕庫有本朝法書具在、請敕定州節度使速寫副本進納。庶刑法令式、並合本朝舊制」。從之。未幾、定州王都進納唐朝格式律令凡二百八十六卷。

7 滋賀秀三氏によれば、進納された286巻の内譯は以下の通り（滋賀秀三「法典編纂の歴史」、『中國法制史論集——法典と刑罰』創文社、2003年所収、94頁）。

開元25年律12卷、律疏30卷、開元25年令30卷、開元新格10卷、開元式20卷、格式律令事類40卷、盧紆『刑法要錄』10卷、太和格後敕52卷（うち2巻は目録）、開成格10卷、大中刑法總要格後敕60卷、大中刑律統類12卷。

(1) Ⅱx. 3558

(a) 寫本について

Ⅱx. 3558は、故メンシコフ博士の目録にも採録されておらず、また、『俄藏敦煌文獻』第10冊所載の圖版はモノクロでスケールも附されていないため、従来、その古文書學的な情報はほとんど不明であった。

今回、ポポヴァ所長のご厚意により入手し得た**卷末彩色圖版1-1**によれば、この寫本の大きさは縦16.8cm、横25.2cm（いずれも最長部分の寸法。寫真に附されたスケールをもとに計測した。以下も同じ）、烏絲欄の界線がある。寫真で見る限り、簀目の細かい上質の黄麻紙が使用されており、楷書で文字が記されている。

行数は、空白行を含めて全部で13行。界格（界線の間隔）は約1.9cm。おそらくは寫本が破棄されたのち再利用の段階で、上端を鋭利な刃物で裁斷されたため、上半分の文字を見ることができない。また下端には、これも再利用の際に貼り繼がれた別紙（おそらく本寫本と同様の黄麻紙の寫本）の斷片が残っている。

(b) 釋文

（前缺）

- 1] □六 [
- 2] 四時享廟牲牢調度
- 3] 几案有闕亦官給主客
- 4]
- 5] 〈何らかの標題が入る〉
- 6] 上帝皇地祇神州宗
- 7] 月星辰先代帝王嶽鎮
- 8] 等爲中祀司中司命風
- 9] 之屬爲小祀州縣社及
- 10]
- 11] □圓丘高祖配牲用蒼
- 12] □日月用方色犢各一五
- 13] 中官一百五十九座外

（後缺）

《主客式》

[主客式。二王後、毎年] 四時享廟、牲牢調度 (16字)
[祭服祭器、一切並官給。其帷帳] 几案有闕、亦官給。主客 (21字)
[司四時省間。]

《祠令》

[祠令。昊天上帝・五方] 上帝・皇地祇・神州・宗 (16字)
[廟等皆爲大祀。日] 月星辰・先代帝王・嶽鎮 (16字)
[海濱・帝社・先蠶・釋奠] 等爲中祀。司中司命・風 (17字)
[伯雨師・諸星・山林・川澤] 之屬爲小祀。州縣社及 (18字)
[諸神祠、亦准小祀例。]

《祠令》

[冬至日、祀昊天上帝、於] 圓丘、高祖配、牲用蒼 (16字)
[犢二、其從祀五方上帝]、日月用方色犢各一、五 (18字)
[星以下内官五十五座、] 中官一百五十九座、外 (18字)
[官一百五座、衆星三百六十座、加羊九豕九。] (17字)

※《主客式》2行目の「有」「客」の2字（下線部分）は、Ⅱx. 3558に據り補った。

(c) 検討事項

① 寫本の體例について

李錦繡氏によれば、第5行には何らかの標題（祠祭類もしくは祠祭）が入るという（前掲李論文、161頁）。『慶元條法事類』等の體例に鑑みても、この指摘は妥當であろう。

② 引用法令について

〔主客式〕

第2～4行は、『白氏六帖事類集』巻21、二王後第九十、二王後祭式に引く主客式、すなわち

主客式。二王後、毎年四時享廟、牲牢調度祭服祭器、一切竝官給。其帷帳几案闕、亦官給、主司四時省問⁸。

とほぼ同文であることから、開元25年の主客式を引用したものと見てほぼ間違いないであろう。なおこの条文は、開元3年（715）の詔敕（下線部分）にもとづくと見なしうる（李論文、158頁）。

開元三年二月、敕、「二王後、毎年四時享廟牲及祭服祭器、竝官給。及帷幄几案有闕、亦官給、主客司四時省問。子孫准同正三品蔭。隨後毎年給絹三百疋・米粟三百石、周後毎年賜絹二百疋・粟二百石、竝春秋支給。仍准見承襲人親兄爲分襲者與三分、餘各一分。兄弟有得職事官者、其物即還見襲人」。（『唐會要』巻24、二王三格）

〔祠令〕

第6～10行、第11～13行所引の「祠令」は、『唐令拾遺』『唐令拾遺補』に復元された唐令に該當条文が無い。したがって、この条文は、開元25年令として唐令復舊の資料となり得るであろう（節略の可能性もある）。参考までに、『唐令拾遺』『唐令拾遺補』より関連条文を掲げておく。

〔復舊祠令第2條：本寫本第6～10行に關連〕

二乙〔永徽〕 昊天上帝・五方上帝・皇地祇・神州・宗廟等、爲大祀（散齋四日、致齋三日）。日月・星辰・岳鎮・海瀆・先農等、爲中祀（散齋三日、致齋二日）。司中・司命・風師・雨師・諸星・山林・川澤之屬、爲小祀。州縣之社稷・釋奠、及諸神司、亦准小祀例（散齋二日、致齋一日）。（典據：天地祥瑞志20）

二甲〔開7・開25〕 國有大祀・中祀・小祀。昊天上帝・五方上帝・皇地祇・神州・宗廟、皆爲大祀。日月・星辰・社稷・先代帝王・嶽鎮・海瀆・帝社・先蠶・孔宣父・齊太公・諸太子廟、竝爲中祀。司中・司命・風師・雨師・靈星・山林・川澤等、竝爲小祀。州縣社稷・釋奠及諸神祠、亦准小祀例。（開元禮1、六典4、學令大學國學條集解、唐律11、刑統1、唐律9、刑統9、大金集禮36、大金集禮37）

〔復舊祠令第4條：本寫本第11～13行に關連〕

8 傳增湘舊藏宋本『白氏六帖事類集』（文物出版社、1987年景印）に據る。

四乙〔永徽〕 ○冬至日、祀昊天上帝、於圜丘、太祖配、牲用蒼犢二、其從祀五方上帝・日月、用方色犢各一、五星以下内官四十二座、中官一百三十六座、外官一百十二座、衆星三百六十座、加羊九豕九。○冬至、祀昊天上帝於圜丘、用犢六羊九豕九。（天地祥瑞志20）

四丙〔開7〕 冬至祀昊天上帝、於圜丘壇上、以高祖神堯皇帝配、座在壇上、又祀東方青帝靈威仰、南方赤帝赤熛、西方白帝白招拒、北方黑帝叶光紀、中央黃帝含樞紐、及大明夜明、於壇之第一等、又祀内官五十三座、於壇之第二等、又祀中官一百六十座、於壇之第三等、又祀外官一百四座、於内壇之内、衆星三百六十座、於内壇之外。（開元禮1、六典4、郊祀錄4、冊府元龜589）

③ 復元案（釋文）について

この他、復元案について言えば、次の D_x. 6521にも関係することであるが、法令の篇目名は初出の箇所にもみ入ると考えられる。したがって、第10行には篇目名ではなく令の条文が入ると思われる。

復元案では、1行当たりの文字数はほとんどが16～18字である。したがって、1行に21字もある第3行の復元については再検討の必要があるだろう。

（2）D_x. 6521

（a）寫本について

D_x. 6521もまた、メンシコフ目録に未収録の寫本である。今回新たに**卷末彩色圖版1-2**を得たことによって、古文書としてのさまざまな情報を知ることができた。

寫本は、大きさが縦16.5cm、横25.8cm（いずれも最長部分の寸法）、先に見た D_x. 3558とほぼ同じ大きさである。界線（烏絲欄）、用紙（簀目の細かい上質の黄麻紙）についても同様の特徴をもつ。文字は楷書で書かれているが、筆跡は D_x. 3558と若干異なるように見える。

行数は14行（空白行を含む。雙行注は1行と見なす）。界格は約1.9cmで、D_x. 3558と同じである。

(前殘)

《考課令》
 〕課令。諸都督・刺史・上佐〔(割注不明) 毎年分
 番〕朝集若上佐已上有關及事故、只有參軍代集。〔……限十
 月廿五日到京、十一月一日見。〕〔所部之内、見任及 (19字)
 解代、皆須知。其在任以〔來、年別狀迹、隨問 (16字)
 辯答。若知長官考、有不〔當……
 以狀通送。

《戸部格》
 戸部格。敕、諸州應朝〔集、長官・上佐分番入〕（16字）
 計、如次到有故、判〔司代行、未經考者、不在〕（16字）
 集限。其員外同正〔員、次正員後集。〕
 開〔元八年十一月十二日

《戸部格》
敕、刺史到任、當年「不得入考。」

① 寫本の體例と復元案

なお、Jx. 3558と同じくこの寫本においても、1行当たりの文字数は16字程度である。したがって、1行に19字もある第6行の復元案については、再検討の餘地がある。

第4～9行の條文について、『養老令』の考課令にこれと類似の條文が存する（考課令第61條「大貳以下條」⁹）ことから、雷聞氏はこれを考課令に比定された。『唐令拾遺』

87

『唐令拾遺補』には、この條文に相當する令文が掲げられてないので¹⁰、雷氏の説によって、開元25年令の考課令を1條復元することが可能である。

但し、本寫本の舊來の圖版から「考課令」の文字を読み取ることは、きわめて困難であった。『俄藏敦煌文獻』第13冊の卷頭に掲載されている彩色圖版では、第4行の「令」字のところで紙が縦方向に破れており、この部分の界線が右方向に約12度傾いている（圖1）。おそらく以前に所藏機關において寫本を整理する際に、紙の上から強い壓力が加えられたのであろう、この部分の界線を垂直になるように補正しても、「令」字の上の文字の筆畫を判讀することは困難である。つまり、『俄藏敦煌文獻』所載の圖版に據る限り、この條文を「考課令」と斷定するには些か躊躇せざるを得なかったのである。

このたび本寫本の寫眞撮影を依頼するに際しては、問題の箇所についてできる限りの修復を要望したが、ポボヴァ所長には當方の求めに十分に應えていただいた。そして、この新圖版によって、「令」字の上の文字は「課」字と見てほぼ間違いないと確信するに至った。

圖2は問題の箇所について新圖版を擴大したもの、圖3は「令」字の上の部分について若干の補正を施したものである。問題の文字は、明らかに「言偏（ごんべん）」の文字である。そして、唐令33篇のうち、言偏の文字で終わる篇名はただ一つ、「考課」令しかない。本寫本の第4～9行の條文が考課令（開元25年令）の逸文であることが確實となったのである。



圖1 舊來の圖版（部分）



圖2 新圖版（部分。補正前）



圖3 新圖版（部分。補正後）

10 『唐令拾遺』附録「唐日兩令對照表」890-891頁。『唐令拾遺補』第三部「唐日兩令對照一覽」1103頁。

11 もとの圖版では、「令」字の上の文字が約13度右側に傾いていたため、これを垂直にした。また、「令」字の頂點の殘畫が正しい位置に来るように補正した。なお、補正結果を見やすくするため、背景の黒色を除去した。

③ 令の形成過程を知る手がかりとして

雷氏が指摘されるように、令の前半部分（第4～6行）は、開元8年（720）の敕がもとになっている。

開元八年十月敕、諸督刺史上佐、毎年分蕃朝集、限一月二十五日到京、十一月一日見¹²。

また、令の冒頭（第4～5行）及び後半部分（第6～8行）は、「養老令」考課令第61條とほぼ同じである。養老律令は、養老2年（718）に編纂が始められ、同6年（722）に論功が行われた。『令集解』に引用された開元令は開元3年（715）令である¹³。また、『格式律令事類』所載の令は開元25年令である。すなわち、開元3年令の條文に開元8年敕の内容が附加されて、開元25年令の條文が形成されたことを知り得るのである。

④ 格の體裁を示す史料として

現在、寫本の形で残っている唐代の格は、

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| (a) P.3078 + S.04673 | 散頒刑部格殘卷（18條）（神龍2年、706） |
| (b) S.01344 | 戸部格殘卷（18條）（開元前格。開元3年、715） |
| (c) 周69 | 戸部格殘卷（5條）（開元新格。開元25年、737） |
| (d) THIT. Ch.3841 | 吏部留司格殘卷？（6條）（神龍年間） |

である¹⁴。このうち、(a)「散頒刑部格殘卷」のみが所謂「一つ書き」の體裁を取っていて、「敕」の文字で書き始められていない。また、格のもとになった詔敕の發令年月日も記されていない。これと對照的に、(b)～(d)の格では、「敕」の文字で書き始められ、敕の發令された年月日で終わっている。『格式律令事類』のような「法令集」に引用される場合の格が、後者の體裁を取っていることから、「法典」としての格も同じような體例で書かれていたと推測される。

以上、『俄藏敦煌文獻』から發見された『格式律令事類』殘卷について、唐代法典研究の立場から粗略ながらも検討を加えてきた。いずれ機會を見つけて、寫本原本の調査を行いたいと考えている。

12 Jx. 6521により『唐會要』の文字を以下のように訂正し得ることが、雷氏によって指摘されている。諸督→諸都督、分蕃→分番、一月→十月。

13 坂上康俊『『令集解』に引用された唐の令について』（『九州史學』85、1986年）。

14 Tatsuro Yamamoto, On Ikeda, Makoto Okano, *TTD I, Legal texts (A)(B)*. The Toyo Bunko, Tokyo, 1978 & 1980. および前掲 *TTD Supplement* による。TTD Iは上記以外に、P.4745「吏部格或式斷片」（3條。貞觀もしくは永徽年間）、およびP.4978「兵部選格斷片」（4條。天寶年間）を収めるが、いずれも格とは見なし難く、本稿では取り上げない。坂上康俊「有關唐格的若干問題」（『唐宋時期的法律與社會“國際學術研討會會議論文彙編”』、2006年所收）參照。